

公益財団法人東京都助産師会館 施設利用規程

平成25年12月16日理事会決定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都助産師会館（以下「財団」という。）の各施設（以下「会館施設」と言う。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用許可申請者の資格)

第2条 施設利用許可申請者の資格は次の各号に定めるものとする。

- (1) 財団の事業目的と同趣旨の目的を有する事業を行うもの
- (2) 財団の助産師教育に密接に関連する事業を行うもの
- (3) 助産師の資質向上のための事業を行うもの
- (4) 母子保健推進のための事業を行うもの
- (5) その他財団が適当と認める者

(利用許可)

第3条 会館施設を利用しようとする者は、財団の許可を受けなければならない。

(利用申請)

第4条 会館施設の利用許可を受けようとする者は、利用申請書（様式1）又は申込フォームにより利用許可申請をしなければならない。

(利用許可書の交付等)

第5条 財団は、利用申請書（様式1）により、施設利用を申請した者に対して許可する場合は、利用許可書（様式2）を利用申請者に交付する。

- 2 申込フォームにより施設利用を申請した者に対して許可する場合には利用許可の承認メールを送付する。
- 2 前各項の許可は、次の各号に掲げる場合は利用許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
 - (2) 管理上の必要性があるとき。

(利用内容変更申請書等)

第6条 利用許可を受けた者が利用内容の変更をする場合は、利用内容変更申請書（様式3）により利用内容の変更申請をし、財団の許可を受けなければならない。

- 2 財団は、前項の利用変更を認めた場合は利用内容変更許可書（様式4）を交付する。
- 3 利用許可を受けた者は、その利用の権利を譲渡・転貸することはできない。

(会館施設利用料)

第7条 利用許可を受けた者は、別表に定める利用料を会館の指定する期日までに支払わなければならない。

2. 前項の利用料は、一定の条件により、減免することができる。

3. 支払い済みの利用料は、利用許可を受けた者の理由により利用できなくなった場合は、理由の如何を問わず返還しない。

(キャンセル料)

第8条 利用許可を受けた者の理由により利用をキャンセルする場合は、下記のキャンセル料を支払わなければならない。

○ 利用日から起算して1週間超、1ヶ月以内・・・利用予定金額の20%

○ 利用日から起算して3日間超 1週間以内・・・利用予定金額の50%

○ 利用日当日・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用予定金額の100%

(利用承認の取消)

第9条 利用許可を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、利用の停止又は利用許可を取り消す場合がある。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 利用許可を受けた際の利用目的に違反したとき。

(3) 前条第1項の規定による利用料を支払わなかったとき。

(4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれがあるとき。

(5) 営利を目的とした利用のおそれがあるもの。

(6) 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれのある組織の利益となるおそれのあるもの。

(7) 特定の宗教・政治活動が目的と認められるもの。

(8) 工事その他管理上支障があると認められるもの。

(9) その他、利用が不適當と認められるもの。

(安全確保及び安全衛生管理等)

第10条 利用許可を受けた者は、当該許可により施設を利用する者（以下「利用者」という。）の安全確保措置を講じるとともに、安全衛生管理等に関する法令、条例、規則及びこの規程の諸規定を遵守しなければならない。

2. 利用許可を受けた者は、騒音、振動、異臭等の環境問題が発生することがないよう予防措置を講じるとともに、問題が発生した場合は自己の責任において速やかに解決しなければならない。

3. 第1項及び第2項の規定に違反がある場合、財団は会館施設利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

4. 利用許可を受けた者は、消防法等関係法令等に定められた諸規程を遵守し、届出

等必要な手続きを行わなければならない。

(原状回復義務)

第 11 条 利用許可を受けた者は、当該許可施設の利用終了後、又は利用停止若しくは利用許可の取消があったときは、速やかに原状回復しなければならない。

(禁止行為)

第 12 条 利用許可を受けた者及び利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ぜしめるおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込む行為
- (4) 承認を受けないで会議室内に動物等を伴う行為
- (5) 建物その他の工作物及び物品を汚損し、又はき損する行為
- (6) 承認を受けないで広告類を提出し、又はまき散らす行為
- (7) 承認を受けないで、利用承認を受けた場所以外に立ち入る行為
- (8) 所定の場所以外での飲食行為
- (9) 承認を受けないで寄付金品の募集、物品の販売又は飲食物の販売若しくは提供をする行為
- (10) その他会議室等の管理上支障があると認められる行為

2. 利用許可を受けた者は、前項の規定について、利用者への周知を図らなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 利用許可を受けた者が、当該利用許可施設の利用に際し、必要経費としての規定利用料を支払、損害を与えたときはその損害に関わる経費を負担しなければならない。

(免責)

第 14 条 財団は、次の各号において利用許可を受けた者及び利用者に損害が生じた場合、財団に重大な過失がない限り、責任を負わない。

- (1) 会議室利用中の事故（物品及び展示品の盗難、破損を含む）
- (2) 第 9 条各号の規定により利用の停止、又は利用承認の取消がなされたとき
- (3) 不測の事故、災害、その他不可抗力によって施設の利用ができなくなったとき

(附 則)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する

この規程を令和 7 年 4 月 10 日から一部改訂し施行する。